

(2) 特別徴収義務がない

当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印